

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏 名 高橋典幸

本論文は、日本中世史研究の主要テーマの一つであり、長くかつ歴大な研究史をもつ鎌倉幕府御家人制（武家政権の編成原理の一つで将軍・御家人間の主従関係を軸とする）を正面からとりあげ、12世紀末における創成と定着、鎌倉時代を通じた性格の変遷、さらに次の室町時代への展開までを、通時的かつ実証的に解明しようとした重厚な研究である。とくに目覚ましい成果として、以下の4点を挙げるができる。

① 12世紀末の内乱のなかで、源頼朝を戴く反乱軍が、従前の国家体制の外に強固な主従制で結ばれた武力を編成した点に、御家人制の創成を見だし、内乱の終結ののち、その主従制に包含しきれない領域における国家的奉仕（京都大番役が中心）を御家人制の最優先の属性に位置づけることで、国家機構のなかに体制化された、という道筋で御家人制の出発を説明した。その際、先行する平氏政権および隣国高麗の武人政権との比較によって、御家人制を特徴づけるという視点を切り開いた。

②御家人制が主従制というタテの関係を軸とすることは当然であるが、地域ごとの武士集団相互間に結ばれるヨコの関係も、御家人制を特徴づける大きな要素であり、京都大番役の重要性は、天皇や首都との関わりという点だけでなく、それを通じて御家人であることが地域内の他の武士との関係において可視化される点にも存する、と指摘した。

③ 13世紀中葉に御家人身分の開放化（御家人役を勤めた侍身分の者を御家人に認定）の時期があったことを指摘し、それが1270年前後に放棄されて、仁治年間(1240-43)以前に溯る由緒のない者を排除するという限定的な方向へ逆転する、という動向を発見した。

④ 13世紀第2四半期以降の御家人所領保護法が、幕府軍役を勤める土地＝武家領（御家人領）という概念を生み出し、それに対抗する本所側の概念として幕府軍役を勤めない「本所一円地」が成立するが、蒙古襲来の脅威のなかで、幕府が、荘園領主を通じてその支配下にある在地の武力を動員する意図のもとに、「本所一円地住人」にも軍役を賦課したことにより、荘園所領が「武家領対本所一円地」という二つの柱に再編され、ここに室町期以降につながる荘園制の新段階が萌芽した、という大きな構想を提示した。

このように本論文は、多方面から御家人制に迫ることを通じて、狭義の軍制にとどまらず、中世の土地制度の根幹をなす荘園制の研究史にも一石を投じた、意欲的な研究である。上記①の論点において、先行学説の精緻化という段階から脱却しきれておらず、また御家人制とならぶ武家政権の編成原理である地頭制への言及があまりに少ないこと、上記②に述べたヨコ軸の解明に宛てられるはずの第二部が、「御家人制の諸相」という標題にも表われているように、熟成度の点で物足りないこと、など不満を感じさせる部分もあるが、それを補って余りある学説史的意義が認められる。

以上より、本委員会は、本論文を博士（文学）の称号を授与するにふさわしい優れた業績として認めるものである。